

令和8年度 新規参入研修生募集要項

第1. 募集対象者

(1) 人物像

- ア 心身共に健康であり、農業を生業とする覚悟を有していること。
- イ 親あるいは親類が就農することに同意していること。
- ウ 農村集落組織に加入し、集落活動に積極的に参加し協調して活動できること。
- エ 農協事業の利用が確実であること。

(2) パートナー

農業従事が確実な配偶者或いはこれに類する者（親、兄弟等）を就農時に有していることが確実であること。なお、パートナーも同時に研修を修了することが望ましい。

(3) 年齢

45歳以下、パートナーも45歳以下が望ましい。

(4) 免許及び車輛

自動車運転免許（AT車限定は除く）を有している者で、自動車を持参できる者。

(5) 就農希望作物

主にミニトマト（東山地域）またはメロン（山部地域）の栽培を希望していること。

(6) 自己資金（受入審査時点）

① 東山でミニトマトを希望する場合

- ア 2人とも就農準備資金の受給が可能な場合
 - ・パートナーと併せて200万円以上有していること。
- イ 2人とも就農準備資金の受給が不可能な場合
 - ・初期投資を研修開始時点で有していること。
- ウ 上記ア～イのいずれにも該当しない場合
 - ・パートナーと併せて、財団がシミュレーションを基に定める額を研修開始時点で有していること。

② 山部でメロンを希望する場合

- ア 2人とも就農準備資金の受給が可能な場合
 - ・パートナーと併せて300万円以上有していること。ただし、模擬経営研修後半（仮就農）への移行審査時点で450万円以上を有していない場合は、仮就農へ移行できない。
- イ 2人とも就農準備資金の受給が不可能な場合
 - ・初期投資を研修開始時点で有していること。
- ウ 上記ア～イのいずれにも該当しない場合
 - ・パートナーと併せて、財団がシミュレーションを基に定める額を研修開始時点で有して

いること。ただし、模擬経営研修後半（仮就農）への移行審査時点では研修開始時点で有している額の1.5倍の額を有していない場合は、仮就農へ移行できない。

③ 法人で共同経営を希望する場合

- ・上記①又は②に規定する額に共同経営人数分を乗じた金額（ミニトマト 200 万円、メロン 300 万円）を有していること。

(7) 農業体験

ミニトマトによる就農を希望する場合は、応募前に富良野市の農業体験実習生として農業体験を終了していること。

第2. 研修内容

- (1) 農作業研修（原則4ヶ月以上；農作業および独立適性の確認）
- (2) 農家研修（原則1年間；指導農家の下での技術習得）
- (3) 模擬経営研修（原則2年間；小規模な模擬経営と自立経営開始時と同程度の規模の模擬経営により独立自営に必要な経営感覚を養う）
- (4) その他（座学研修・講習会等）

第3. 研修期間

ミニトマトによる就農を希望する場合は、令和8年3月から令和11年3月までを原則とする。メロンによる就農を希望する場合は、令和8年3月から令和12年3月までを原則とする。
ただし、農業従事経験が継続して1年以上の場合は、研修期間が1年間短縮される場合がある。

第4. 研修手当・研修時間等

- (1) 農作業研修－ふらの農協ヘルパー規程に基づく。
- (2) 栽培技術研修－就農受入れ地域の指導農家との覚書に基づく。
- (3) 経営実践研修・模擬就農研修－富良野市農業担い手育成機構との覚書に基づく。

第5. 募集人数

ミニトマト、メロン各1組とする。

第6. 提出書類

新規参入者研修受講申請書（別紙様式第1号）、宣誓書（別紙様式第5号）、添付書類

第7. 募集期間

令和8年10月までとする。

第8. 選 考

原則、申請後3ヵ月以内に受入れ審査会を開催し、応募書類および面談により選考する。

第9. 書類提出先・問い合わせ先

〒079-1582

北海道富良野市字山部東2 1線1 2番地 富良野市農業担い手育成センター管理棟

(一財) 富良野市農業担い手育成機構 宛

T E L : 0167-42-2882 F A X : 0167-42-3030

第10. その他

提出された書類は、選考審査の用途に限り使用し、返却しない。漏洩することのないよう厳重に管理し、選考業務を担当する職員にのみ参照を許可する。

宣 誓 書

私は、富良野市農業担い手育成基本方針及び新規参入者研修に関する覚書の規定を遵守し、東山地域でのミニトマト生産または山部地域でのメロン生産を主とした新規参入による自立経営開始をめざし、新規参入研修に励むことを宣誓します。

年 月 日

宣誓者

住所

氏名

(パートナー)

住所

氏名